

地域統合の第3の波— 東アジアの地域統合

石川 幸一 *Kouichi Ishikawa*

亜細亜大学アジア研究所 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

はじめに

東アジアでは、現在、80を超えるFTAが締結、交渉、研究されている。2004年11月には、ASEANと中国の物品の貿易に関する協定が調印され、2005年7月から関税引き下げが開始される。2004年にビエンチャンで開催されたASEANプラス3首脳会議では、東アジアFTAに向けた取り組みの強化が合意され、東アジア共同体が最終的目標とされるなど東アジア全域を対象とする地域統合が課題となってきた。

東アジアの地域統合は、第2次世界大戦後の世界の地域統合の歴史において第3の波と位置づけることが出来る。第1の波は、1950年代末から1960年代の欧州の地域統合であり、欧州経済共同体(EEC)が創設され、1968年には関税同盟が完成した。第2の波は1980年代後半から1990年代前半にかけてである。この時期には欧州が共同市場を完成させ、米国が米加自由貿易協定に加え、1994年に北米自由貿易協定(NAFTA)を創設した。第3の波は現在進行中であり、欧州、米州にアジアが加わっている。欧州はEU拡大を2004年に実現し、米州では北中南米34カ国による米州自由貿易地域の交渉が行われている。そして、FTA(自由貿易地域)の空白地帯と言われてきた東アジアが地域統合の波に加わった。

本稿では、東アジアの地域統合の現状と特徴を主要国別に概観するとともに、将来の課題である東アジアFTAに向けての動き、必要性和問題

点について記述している。地域統合は、FTA と関税同盟が主なものだが、東アジアの地域統合はすべて FTA であり、本稿ではすべて FTA と表記している。

1. 地域統合の後進地域だった 東アジア

東アジアで FTA ブームが始まったのは 21 世紀に入ってからである。世界規模では、1990 年代に FTA が急増している。第 2 次大戦後の最初の FTA は 1957 年のローマ条約により誕生した欧州共同体であり、1989 年までの 32 年間で世界の FTA は 30 余りしか形成されなかったが、1990

年から現在までの 16 年間で 100 を超える FTA が生まれている(注 1)。2000 年には、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) しかなかった東アジアの FTA は、現在では、域内で締結されたものが 6 件、域外との締結された FTA は 9 件に達し、交渉中のもの、研究・検討中まで含めると 80 件を数えている。空白地帯から FTA のネットワークが形成されつつある状況に僅か 5 年間で変貌した(表 1)。

表 1 アジアの FTA の状況 (2004 年 12 月)

	東アジア域内	他のアジアともの	アジア以外	その他
締結済	AFTA 中国 香港 中国 マカオ 日本 シンガポール(星) ASEAN 中国 韓国 星		日本 メキシコ 韓国 チリ 星 ニュージーランド(NZ)、米国、豪州、EFTA、チリ、ヨルダン タイ-豪州 台湾 パナマ	インド-スリランカ インド-ネパール

	東アジア域内	他のアジアとのもの	アジア以外	その他
交渉中	AFTA 中国 香港 中国 マカオ 日本 シンガポール(星) ASEAN 中国 韓国 星		日本 メキシコ 韓国 チリ 星 ニュージーランド(NZ)、米国、豪州、EFTA、チリ、ヨルダン タイ-豪州 台湾 パナマ	インド-スリランカ インド-ネパール
研究・構想	韓国 タイ 韓国 中国 中国 星 日中韓	日本 インド 星 スリランカ 中国-インド 星-パキスタン	日本 チリ 韓国 カナダ、インド、メキシコ、メルコスール、中国、豪州、米国、ロシア マレーシア-オマーン ASEAN - EU ASEAN 米国 中国 チリ、NZ、インド 星 - エジプト	インド-メキシコ インド-エジプト

(注) BIMSTEC(ベンガル湾多分野技術経済協カイニシティブ)は、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンで構成。CERは豪州、ニュージーランドで構成。SACU(南部アフリカ関税同盟)は南ア、ボツアナ、ナミビア、レソト、スワジランドで構成)

(出所) 各国政府発表、国際経済交流財団資料、ジェット口通商弘報などにより作成

2020年に経済共同体実現

2. 東アジア主要国・地域のFTA

AFTAは、東アジアでは最も古いFTAであり、1993年に域内関税引下げが開始され、2002年に当初計画したFTAとして完成した。AFTAは、

(1) ASEANのFTA

1) 2002年に完成したAFTA

共通効果特惠関税（CEPT）という関税引下げスキームにより域内関税を段階的に 0 - 5%に引き下げるもので、当初は 2008 年までの 15 年間で関税を引き下げる計画だったが、2 度の前倒しにより計画より 6 年早く実現したものである。

AFTA は授權条項による FTA であり、関税撤廃ではなく 0 - 5%への引下げである。関税撤廃はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイの 6 カ国（先発 6 カ国）が 2010 年、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの後発 4 カ国が 2015 年である。域内貿易自由化の最初の試みである 1977 年に開始された ASEAN 特惠関税協定（PTA）は完全な失敗に終わっており、AFTA が実現したことは高く評価すべきである。

先発 6 カ国では、自由化品目である CEPT 適用品目（IL）が全関税品目の 98.8%となっている。関税率が 5%以下に引き下げられた品目は 98.4%である。一方、自由化の対象外である一時的除外品目（TEL）が残存しているのはマレーシアで 218 品目すべてが自動車関連である。インドネシア、マレーシア、フィリピン

に残存しているセンシティブ品目は未加工農産物、高度センシティブ品目はコメである。センシティブ品目は 2010 年までに 0 - 5%以下の引下げ、高度センシティブ品目は 2010 年までにインドネシアとマレーシアが 20%に引下げ、フィリピンは未定である。

ASEAN は、一部優先品目について関税撤廃を 2007 年に前倒しすることを決定した。2004 年 11 月の首脳会議で調印された「ASEAN 優先分野枠組み協定」では、2003 年の第 2ASEAN 協和宣言に基づき、選定された優先統合 11 分野のうち航空と観光を除く優先分野について、2007 年 1 月（新規加盟 4 カ国は 2012 年 1 月）までに関税を撤廃することになった。優先分野（木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア）の品目数は 4275 であり、ASEAN 事務局によると、品目数で 40%、2003 年の域内貿易額の 50%超を占める。ただし、品目数で 15%までをネガティブ・リストとして適用対象外とすることが可能であり、これら品目の関税撤廃は 2010 年である。

ASEAN の首脳は、ASEAN 安全保

障共同体、ASEAN 経済共同体、ASEAN 社会・文化共同体という3つの柱からなる ASEAN 共同体を目指す「第2ASEAN協和宣言」に2003年10月に署名した。ASEAN 経済共同体(AEC)は、2020年に財、サービス、資本の自由な流れを実現し、安定、繁栄、競争的なASEAN地域を実現することを目指している。

着実に増加するAFTAを利用した貿易

AFTAの域内貿易比率は創設直後に高まったものの、ここ数年は23%前後で推移しており、ASEANの域内貿易比率はEU(2002年61.0%)やNAFTA(同60.0%)に比べると低い。ASEANの域内貿易比率が低い理由は、シンガポールをのぞいた各国の貿易構造が類似しており、競合関係にあること、日本や欧米先進国から資本財や部品を輸入し、製品を輸出するという分業関係にあること、である。

しかし、域内貿易比率は低いとはいえ、輸出先としては米国(18.3%)、日本(12.4%)、EU(13.8%)を超えており、重要性は小さくない。次に、域内貿易の中心が、機械製品、特に電気機械であることあげられる。

2001年の域内貿易の60.9%が機械機器、38.0%が電気機械となっており、製造業品を相互に取引する水平分業が中心になってきている。

ASEANの研究者は、AFTAは「AGREE FIRST TALK AFTER」の略として、FTAの失敗例として揶揄するなどAFTAに対しては低い評価をしている。確かにAFTAを利用した域内貿易は少ないといわれているが、利用企業は着実に増加しており、CEPTを利用した域内貿易は拡大している。CEPTを利用したタイの域内貿易比率は、2002年の11.2%から2003年には22.0%に上昇しているし、CEPT申請のための原産地証明(フォームD)の発行件数は各国で年々大幅に増加している。これは、原産地規則についての関税番号変更基準や部分累積の検討、仲介貿易へのCEPT適用のための原産地証明発給などより使いやすいものへの改善への努力がされているためである(注2)。

節税と生産拠点再編のツール

外資を含む域内企業にとってのAFTAの利用価値は、節税効果である。ASEAN各国の関税率はシンガポールをのぞき、比較的高い水準に

あり、一部に高関税品目が残っている。特に自動車関連品目の関税は、乗用車（完成車）はタイ 80%、インドネシア 45 - 80%、マレーシア 120 - 300%と全般に高い。

AFTA に節税を目的とした利用価値があることは、ASEAN 産業協力スキーム（AICO）が自動車を中心とした多国籍企業に利用されていることに示されている。AICO は、個別企業の ASEAN 域内の貿易に 0 - 5%の特恵関税を適用するスキームで、個別企業ベースでAFTAを前倒して実現するスキームである。

1996年の導入以来、2003年7月までに114件が認可されている(表2)。国別にみると、9割弱が日本であり、産業別では9割弱が自動車である。企業ベースで見ると、2003年2月時点でトヨタが27件、ホンダが26件となっており、日本の自動車会社が活用している。フォードは2002年3月にタイとフィリピン間でAICOを使って初めて完成車の相互輸出を開始し、ホンダも2002年8月にタイとインドネシア間でAICOを使った完成車の相互輸出を開始している。

表2 AICO利用企業の産業別、国別件数

	合 計	日 本	欧 米	その他・不明
自動車・同部品	88	79	7	2
電機電子	6	5	0	1
その他機械	1	1	0	0
食 品	5	0	5	0
その他	1	1	0	0

(注) 2003年2月時点で合計101件。自動車・同部品はトヨタ、ホンダ以外には日産、三菱、デンソー、サンデン、ボルボ、フォードなど。電機電子はソニー、松下、三星など。食品はすべてネスレである。

(出所) ASEAN 事務局資料により作成

企業にとってのAFTAのもう一つの利用価値は、グローバル競争が激化し、特に中国とのコスト競争に直面している外資を含めたASEANの

企業が、域内で生産拠点を集約・再編し、最適地生産と規模の経済を実現するためのツールとして利用できるという点である。タイにピック

アップトラック生産が集中している自動車産業を筆頭にそうした動きが顕在化している。

2) ASEANの対外FTA

2005年7月に関税引き下げ開始
中国とのFTA

中国とのFTA (ACFTA) は、2000年11月に中国側から提案があり、専門家による研究を経て、2001年11月にFTA創設が合意された。2002年11月には枠組み協定に合意、2004年6月までに関税引下げ交渉を終了し、原加盟6ヶ国は2010年までに、新規加盟4ヶ国は2015年までに関税を撤廃することが決定した。農水産8分野の関税引下げを2003年から先行して実施(アーリーハーベスト)し、原加盟6ヶ国は3年、新規加盟4ヶ国は7年で完了する。アーリーハーベストにはコメなど穀物は含まれていない。

ASEANと中国のFTAは、物品の貿易に関する協定が2004年11月29日に締結された。同協定によると、関税引下げは、たとえば20%超の関税を2005年7月に20%に引き下げるなど段階的に行う「AFTA」方式である(表3)。また、400品目以下

および輸入額の10%を上限に関税引き下げを2012年まで猶予するセンシティブ品目が認められている。さらに、センシティブ品目の40%あるいは100品目を上限として関税率を2015年までに50%以下に引き下げればよい高度センシティブ品目が認められている。

センシティブ品目数は、中国121、インドネシア340、マレーシア272、フィリピン267、シンガポール1、タイ242、高度センシティブ品目数は、中国100、インドネシア349、マレーシア272、シンガポール1、タイ242となっている。

主なセンシティブ品目をみると、自動車は中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイが高度センシティブ品目に指定し、カラーテレビは中国、マレーシアが高度センシティブ品目、インドネシアがセンシティブ品目に指定している。エアコン、冷蔵庫、洗濯機など家電製品、トラック、オートバイ、エンジンなどが各国のセンシティブ品目あるいは高度センシティブ品目に含まれている。

表3 ACFTA 関税引き下げスケジュール

関税率	2005年	2007年	2009年	2010年
20% X	20%	12%	5%	0%
15% X 20%	15%	8%	5%	0%
10% X 15%	10%	8%	5%	0%
5% X 10%	5%	5%	0%	0%
X 5%	据え置き	据え置き	0%	0%

(注) 関税率は 2003 年 7 月 1 日を基準。2005 年の引き下げは 7 月 1 日。2007 年、2009 年、2010 年は 1 月 1 日。

日本、インド、韓国との FTA

日本とは、2002 年 1 月に、日本が包括的経済連携を提案、同年 11 月に、FTA を含む経済連携を 10 年以内の出来るだけ早い時期に実現することに合意した。2003 年 10 月に枠組み協定に合意、2004 年からの予備協議、2005 年初を目標とした交渉開始に合意し、先発 6 カ国とは 2012 年、新規加盟 4 ケ国とは 2017 年を目標にした。2004 年 9 月に 2005 年 4 月から 2 年以内の合意を目標に交渉を開始することが合意された。

インドとの FTA は、2002 年 11 月にインドが FTA を含む 10 年以内の経済連携を提言、2003 年 10 月に枠組み協定に調印、先発 5 カ国とは 2011 年末、フィリピンと新規加盟 4 ケ国とは 2016 年末までに FTA 実現

に合意、関税引下げ交渉を 2004 年から開始、アーリーハーベストを 2004 年 11 月から実施することが決まっていたが、実施は延期されている。

韓国、CER (豪州とニュージーランド) とは 2004 年 9 月に 2005 年から交渉開始に合意した。韓国とは 2006 年合意を目標とし、2009 年までに FTA を実現する計画であり、CER とは 2 年以内の合意を目標にしている。米国は 2002 年 10 月の APEC 首脳会議で「ASEAN イニシアティブ」構想を発表し、ASEAN との FTA 締結構想を発表している。EU は WTO の新ラウンド決着後の ASEAN と FTA 交渉を開始することを決定していたが、2005 年 4 月に ASEAN と FTA 検討に合意し、調査を開始す

ることになった。

3 域外 FTA に熱心なシンガポールとタイ

2国間ベースのFTAに積極的なのはシンガポールである。ニュージーランド、日本、欧州自由貿易連合(EFTA)、豪州、米国、ヨルダン、韓国とのFTAにすでに調印、ヨルダン韓国を除く5カ国・地域とのFTAが発効している。交渉中の国・地域は、パナマ、メキシコ、インド、チリ、カナダ、カタール、検討中の国は、エジプト、バーレーン、イラン、クウェート、オマーン、スリランカ、パキスタン、中国、ペルーであり、すべてを合計すると22カ国となる。

ニュージーランドとのFTAは、東アジアの国が域外国と締結した初めてのFTAであり、両国とも全ての関税を撤廃した数少ない「例外なきFTA」である。EFTAとのFTAは、アジアと欧州との初めてのFTAであり、EFTAは工業製品の関税を全廃、農産品の関税を95%撤廃した。米国とのFTAは、IT製品など266品目を対象にシンガポール原産でなくともシンガポールを経由して米国に輸入される場合、FTAの対象となる「統合調達イニシアティブ

(ISI)」が盛り込まれた。米国は4年以内に92%の関税を撤廃する。シンガポールはすべてのFTAで全品目の関税を即時撤廃している。AFTAを含めるとシンガポールの輸出の64%、輸入の68%がFTAでカバーされている。

タイもFTAに積極的に取り組んでいる。豪州とは2003年10月に合意、2004年7月に締結し、2005年1月から関税引下げの予定である。豪州は2005年1月に83品目の関税を撤廃、残りの品目は段階的に2015年までに撤廃し、タイは2005年1月に49%、2010年中までに45%の関税を撤廃し、残りの品目は2025年までに撤廃する。中国とは2003年10月から農産品(HS7、8類)、2004年1月から同じくHS1-7類のアーリーハーベストを実施している。インドとは2003年10月に枠組み協定を締結し、2004年9月から82品目を対象にアーリーハーベストを実施している。中国とのアーリーハーベストと異なり、家電製品など工業品も含まれており、タイの日系家電企業がアーリーハーベストを利用してインドに家電製品を輸出している。物品の貿易については

2005年3月までに交渉を完了し、2010年中に関税撤廃の予定である。日本とは2004年2月に交渉を開始した。米国とは2004年6月に交渉開始した。バーレーン、ペルーとは枠組み協定を締結しており、ニュージーランドとは2004年11月に実質合意、2005年7月発効の予定である。

フィリピン、マレーシアも日本との交渉を2004年1月および2月に開始し、フィリピンは2004年11月に実質合意した。インドネシアは日本と予備交渉を行っていたが、ユドヨノ新政権に交代後に姿勢が積極化し、2004年12月に交渉に合意した。

(2) 戦略的に FTA を展開する中国

中国は、2001年11月に念願のWTO加盟が承認されると、同月にASEANとのFTA(ACFTA)を10年間で形成することを発表した。ASEANとのFTAは、2000年11月の首脳会議で中国側からの提案の基づき、専門家グループが設置され、1年の研究成果を2001年の首脳会議に提出した。2002年11月の首脳会議では枠組み協定を締結、アーリーハーベストを2004年1月から2006年まで実施、2004年6月ま

でに関税引下げ交渉を終了させ、2005年から引下げを開始することを決定している。また、2003年10月に原産地規則はAFTAと同じ(FOB価額の40%が原産)とすることが合意された。FTAの実現時期は、原加盟ASEAN6ヶ国とは2010年、新規加盟4ヶ国とは2015年となっている。物品の関税については、前述のとおり2004年11月に協定に調印し、2005年7月から段階的引き下げが開始される。

香港とは、2003年に経済緊密化協定(CEPA: Closer Economic Partnership Agreement)を締結した。このCEPAは香港が提案したもので、2001年12月に合意され、2003年6月に調印、2004年1月に発効した。香港製品を対象とした273品目の関税撤廃、サービス産業17業種への香港企業の参入を優先して認める、が決められた。WTOによる中国市場の開放が段階的に行われている間に香港企業に中国市場へのアクセス面で優遇措置を与えるというものである。なお、2003年10月にマカオともCEPAを締結している。

中国のFTA政策は戦略性が色濃く反映されている。香港との経済貿

易緊密化協定（CEPA）は、香港が自由貿易港であるため、中国側の経済的なメリットはないにも関わらず、FTA を実現した。返還以降低迷している香港経済へのでこ入れが大局的に中国にとってもプラスという戦略的な判断によるものである。

ASEAN との FTA では、ASEAN 市場へのアクセスなど経済的な目的に加え、中国脅威論解消や東アジア FTA 交渉での主導権確保など政治的な意図が背景にあった。交渉も戦略的であり、ASEAN 側が関心を持つ農産品 8 品目（HS01 - 08 類）を対象としたアーリーハーベストと後発 4 カ国への最恵国待遇供与などの譲歩を行ったことが大きい。

FTA への取り組みの活発化と期を同じくして中国は海外投資を積極化させた。「走出去」戦略であり、ASEAN では資源の確保、市場獲得を目的にしており、統一的なアジア戦略に基づき、FTA と投資が進められていることがうかがわれる（注 3）。中国は、湾岸諸国、南部アフリカ同盟、チリ、豪州、インドと交渉あるいは研究を行なうなどアジア以外とも積極的に FTA を進めて

いる。

（ 3 ） 30 - 50 カ国と FTA を計画 -
韓国

韓国は、98 年 11 月に FTA 推進を方針とし、チリを相手国として FTA 交渉を進めることが決定、99 年 12 月に交渉を開始した。チリとは 2002 年 10 月に合意、2003 年に調印した。2004 年 2 月に批准、発効した。韓国側はコメ、リンゴ、ナシなど農産品 21 品目を例外とし、チリ側は工業製品 12 品目、農産品 42 品目を例外としているが、10 年間で品目数の 96% の関税を撤廃するという内容である。

日本とは、98 年に金大統領訪日の際に FTA を含めた経済協力が議題となり、11 月に有識者による研究実施に合意、アジア経済研究所と韓国対外経済政策研究院との共同研究が実施された。その後、日韓 FTA ビジネスフォーラム、産官学の研究会と段階を経て、2003 年 10 月には産官学研究会の報告書を取りまとめ、2003 年 12 月に政府間交渉が開始された。ASEAN との FTA は、中国、日本に比べ遅れていたが、2004 年 11 月に 2005 年から交渉を開始し、中国、日本より早く 2009 年に FTA

を実現することを決定した。中国との FTA については両国の研究機関による研究を開始することが決定している。新聞報道によると、米国と FTA 協議を 2005 年 2 月に開始したが、これは交渉開始を前提としていない事前点検協議である(注 4)。

通商交渉本部によると、2005 年中に 27 カ国と FTA を推進し、日本、ASEAN、EFTA、カナダを優先し、インド、メキシコ、ロシア、メルコスールと共同研究を進め、中国、米国と検討を開始し、2007 年までに 15 カ国との FTA を発効、10 - 30 カ国と検討、5 カ国程度と共同研究をすることを目標とし、昨年新設された FTA 局に多くの人材を集めている(注 5)。

(4) ASEAN との FTA が進展する 日本

日本政府は、GATT,WTO での交渉を通じて貿易自由化を実現するという多国間主義(マルチ)を通商政策の基本としてきたが、1990 年代末に、FTA も追及するという重層的な通商政策に転換した。最初に FTA を提案してきたのはメキシコである。一方、韓国の金大中大統領が 98 年 10 月に訪日し、21 世紀の日韓関係の

構築を提唱した中で日韓 FTA が提案され、日韓 FTA 研究が開始された。メキシコとの FTA は翌 1999 年に研究が始まった。これらの研究は政府系研究機関によるものであるが、民間レベルの研究という位置付けになっている。

1999 年 12 月には、シンガポールのゴ-首相が首脳会談で FTA 締結を提案し、2000 年 1 月に産官学専門家による政府レベルの研究が開始された。シンガポールの場合、民間レベルの研究を経ることなしに、政府レベルの研究が開始され、1 年後には政府間交渉が開始されている。その後同年 11 月に合意し、2002 年 1 月に調印、11 月には発効とかなりのスピードで最終段階まで進んだ。シンガポールが自由貿易を行っている国であること、日本の農水産品輸入が極めて少ないこと、など交渉が容易な国であったことが大きな要因である。

協定は極めて包括的なもので、自由化、円滑化から多様な分野での協力を含んでおり、今後日本が締結する FTA のモデルとなるものとしている。

その後、メキシコとの交渉が 2002

年11月に開始され、2003年10月に調印を目標にしていたが、豚肉、オレンジなどの取り扱いが問題となり、合意できなかった。その後、継続交渉となり、2004年3月に実質合意し、同年9月に締結に至った。メキシコとのFTAは農産品を実質的に対象とした最初のFTAであり、豚肉など5品目について低関税枠を設定し、段階的に輸入を拡大する。

韓国とは、研究機関の研究、経済界レベルの研究、産官学の政府間研究を経て、2003年12月に交渉が開始された。合意の目標時期は2005年以内となっている。ASEAN各国とは、産官学の政府間研究を経て、2004年1月にマレーシア、2月にタイ、フィリピンとの交渉が開始され、フィリピンとは2004年11月、マレーシアとは2005年5月に実質合意した。フィリピンとは人の移動を含む最初のFTAとなり、看護師、福祉介護士の日本で就労が条件付きで認められた。

ASEANとは、2002年に小泉総理が日本・ASEAN包括的経済連携構想を発表し、2002年11月に政府間の研究が開始された。2003年10月の首脳会議で枠組み協定に合意し

た。枠組み協定では、2012年までにFTAを含む包括的経済連携を実現（新規加盟4ヶ国は2017年）、2004年から協議開始、2005年から交渉開始、2国間交渉と併行して進める、が決められている。2004年9月には、2005年4月から交渉を開始することが決定した。インドネシアとは交渉、インド、チリ、スイスとは研究の実施で合意し、豪州とは交渉入りを前提としないで研究を行うことで合意している。台湾とは東亜経済人会議で検討が行われている。

3. 東アジアFTA(EAFTA)

(1) 構想段階の東アジアFTA

東アジア全域を対象とするFTAは、構想・研究の段階である。嚆矢となったのは、1998年12月のASEANプラス3首脳会議での韓国大統領による民間有識者からなる「東アジアビジョングループ(EAVG)」設置の提案であり、翌年の首脳会議で同提案に合意した。

2000年11月には金大統領とタイのチュアン首相が政府関係者から構成される「東アジアスタディグル

ープ (EASG)」の設置を提案し、合意されている。2001年11月の首脳会議には、東アジアスタディグループが「東アジア自由貿易協定 (EAFTA)」を提案、2002年の首脳会議で東アジア自由貿易協定に関する報告書が提出された。その結果、東アジア自由貿易協定は経済大臣会合で研究が続けられることになった。2003年9月の日中韓経済大臣会合で東アジア自由貿易協定は長期的な目標であり、各国の社会、経済、文化の発展段階の相違を考慮しながら、段階的に実現すべきである、ということで合意した。日中韓 FTA は、2002年の日中韓首脳会議で朱中国首相が提案し、3カ国の研究機関が実現可能性について共同研究を開始した。

このように、東アジア FTA は、ASEAN プラス 3 の首脳会議、経済大臣会合で検討が続けられている。現在、東アジアで取り組みが行われているのは2国間 FTA のみであるが、東アジア全体の FTA は各国の産官学の関係者間で長期的目標であることが共通認識になっている。

2004年11月の ASEAN プラス 3 首脳会議では、将来の方向性として

東アジア FTA の取り組みの推進に合意しており、経済大臣会合で東アジア FTA のフィージビリティ・スタディを開始することが合意された。

(2) 東アジア FTA はなぜ必要か 全ての参加国にメリット

アジアでは、今、FTA の締結、交渉が活発化しているが、2国間あるいは ASEAN と特定国間のものである。しかし、東アジアの FTA は多くの国が参加する広域なものが望ましい。その理由は3つある。まず、第1に FTA の域外国へのマイナスの影響である貿易転換効果、投資転換効果を考慮すると、東アジアの FTA は多くの国が参加することが望ましい。次に、日本企業が期待する FTA の対象国の組合せは、ASEAN プラス 3 が最も多いことである。第3に経済モデルを使ったシミュレーション分析でも多国間の FTA が域内各国に最大のメリットをもたらすことが示されている(注6)。

従って、当面は2国間の FTA が課題となっているが、長期的には ASEAN プラス 5 (日本、中国、韓国、台湾、香港) が加わる包括的な FTA (経済連携) を目指すべきである。企業の国際競争力強化

東アジア各国は、貿易投資の自由化が80年代以降進められているとはいえ、1部の国・地域および特定産業・製品の関税は依然として高い水準にある。外国投資に対する業種制限などの規制もサービス産業を中心に残っている国・地域が多い。FTAは、財の貿易だけでなく、サービス貿易や投資、人の移動なども対象とすることから、財の輸出だけでなく、投資や人材の輸出などの面でのアクセスの改善が期待できる。

東アジアの地域統合のより重要な目的は、広域市場の実現と競争促進による日本企業を含む東アジア企業の競争力強化であり、経済活性化による高い経済成長の維持である。

欧州では、単一市場実現を契機に90年代前半に欧州企業のM&Aが急増し、非EU企業を含め、企業・事業の再編が進んだ。通貨統合と金融資本市場統合、電気通信市場自由化が行われた90年代後半には第2次M&Aブームが起こった。ASEANでは、AFTAやAICOを利用した外資企業の製造拠点の再編がすでに起きている。地域経済統合の進展により、アジア全域を舞台とする生産、

調達、R&D、地域本部などを最適地に置く事業再編が競争力強化のために活発に行われることは確実である。

制度的統合の必要性

東アジアでは事実上の(de facto)統合が進展している。しかし、自動車産業や農業など関税の高い産業は依然として残っているし、非関税障壁や外国企業の事業に対する障壁や差別も残っている。輸入代替型で発展してきた産業を中心とする保護された産業・製品を自由化の対象として競争力を強化していくためには、事実上の統合を待つだけではなく、制度的な統合(FTA)が必要となる。こうした問題の解決には、政府間の協定や取り決めを行い、国内を変えていくという「制度上の統合」が効果的である。

欧州統合の歴史では、欧州委員会が企業の短期的利益のために保護政策に傾きがちな各国政府に対する「拮抗力」としての役割を果たしてきた(注7)。

東アジアでは、FTAを含む経済連携協定がそうした役割を果たすこと

が期待される。これが東アジアで制度上の統合が必要な理由である。

統合の拡大・深化の基盤

東アジア FTA は、統合の拡大・深化の第 1 歩であり、基盤となるものである。統合の拡大には、CER（豪州、ニュージーランド）との FTA、インドなど南西アジアとの FTA が考えられる。これらの国・地域は、ASEAN をはじめ、東アジア各国との 2 国間 FTA の交渉を始めており、東アジア FTA 拡大の候補である。

統合の深化は、今後、議論していく課題である。将来、東アジア共同体を目指すことは首脳間で合意されているが、EU のような明確なプランは全くなく構想の段階である。しかし、どのように深化を進めていくにせよ、東アジア FTA が実現できないようでは画に書いた餅に過ぎず、東アジア FTA がベースとなることは確実である。

（3）東アジア FTA のイメージ

ASEAN との FTA を軸に形成

東アジア FTA 構想および研究は、現在 ASEAN プラス 3（日中韓）の枠組みで進められているが、経済の規模、貿易・投資面の結びつきを考えると IT の世界的生産基地であり、

大きな経済・貿易規模を持つ台湾と金融・流通・通信などで大きな役割を果たしている香港を除外することは不合理である。香港は、すでに中国と経済緊密化協定（CEPA）を締結しており、東アジア FTA に加わることは問題ないが、台湾は中国が反対するという問題がある。しかし、台湾は、台湾は独立関税地域として WTO に加盟しており、APEC のメンバーでもある。独立関税地域として東アジア FTA に加わることは選択肢の一つである。

東アジアの FTA 交渉は、ASEAN プラス 1 が 3 組（日中韓）と日韓が交渉中であり、中韓は政府間の研究で合意している。ASEAN と中国はアーリーハーベストに加え、2004 年 11 月に関税引下げ交渉に合意し、2005 年 7 月から引下げが開始される。日中韓が競争状態で交渉している ASEAN プラス 1 が中心となっており、これを中核に東アジア FTA 形成を目指すのが現実的である。しかし、3 つの ASEAN プラス 1 を束ねても東アジア FTA にはならない。日韓、中韓、日中の FTA が必要だからである。このうち、日韓は交渉が行われており、中韓は政府間の研究の開始

が決まっている。

質が高く、広範な FTA

東アジア FTA は、包括的であるとともに質の高い、すなわち自由度の高い FTA とすべきである。ASEAN と中国の FTA (ACFTA) は、2004 年に物品の貿易に関する協定が締結されており、2005 年 4 月に交渉が開始される日本と ASEAN の FTA に比べるとかなり先行している。しかし、その内容を見ると、自動車や家電製品など多くの品目をセンシティブ品目として自由化を先送りしており、90%を自由化するものの、「抜け穴」も大きな FTA である。

FTA は、関税撤廃により貿易が行われる(貿易創出効果)が一義的な目的とされているが、自由な貿易により競争力のある産業への資源配分を行い、より効率的な生産体制を実現し、経済厚生を高めることが大きな目的である。抜け穴の多い FTA は、こうした産業構造の転換効果が小さく、アジア大での効率的な分業構造の構築とアジアの企業・産業の競争力強化に寄与しない可能性が大きい。日本は、質の高い東アジア FTA 実現のためのイニシアチブをとる必要がある。

質の高い FTA を作るためには、物品の貿易では、GATT24 条に整合的であること、すなわち 90%以上の貿易を自由化し、特定の産業を除外しないこと、が最低の条件であろう。サービス貿易については、相当な範囲の分野での自由化という GATS5 条整合性を条件とし、自由化しない分野を明記するネガティブ・リスト方式とする。投資ルールについては、最恵国待遇、内国民待遇(設立前を含む)、国産品使用義務などパフォーマンス要求の禁止を含むなどが考えられる。

包括的な内容の FTA (経済連携協定: EPA) を目指すことも重要である。具体的には、物品の貿易、サービス貿易、税関手続き、基準認証、投資、政府調達、競争、人の移動、知的財産権、衛生植物検疫、貿易救済措置および紛争解決が含まれ、環境や人材育成、中小企業、観光、ビジネス環境改善など広範な協力も含めるべきである。

東アジア各国は、経済格差、発展段階の格差が極めて大きく、質が高く、かつ、機能する(workable)な FTA を作るものが課題となる。そのためには、柔軟性や域内協力が重要であ

る。

米国の懸念・反対にどう対応するのか

米国は、東アジアでの2国間 FTA に反対していなかったが、ASEAN プラス3首脳会議で東アジア共同体を目標に掲げるなど、地域全体の統合への動きが具体化したことに対して、昨年からの懸念や反対の声が出てきている。ここで思い出させられるのは、マハティール・マレーシア首相が提唱した東アジア経済会議（EAEC）が米国の強い反対により頓挫した歴史である。EAECの構成国はASEAN プラス3であり、現在進行している地域統合の枠組みと同じである。EAECは、コーカシアン抜きのコークラス（caucus without the Caucasians）と言われた。

しかし、現在の東アジアの地域統合は閉鎖的ではない。その証左は東アジア各国と米国との FTA の動きである。シンガポールは米国と FTA を締結したし、タイは交渉中、韓国は検討中である。また、東アジア各国は、米国を主要市場としている国が多く、特に IT 製品の最終市場は米国であり、米国に対して依存した貿易構造を持っている。EAEC の

を踏まないためには、APEC などを利用し、東アジア FTA が閉鎖的でないことを強調する必要がある。将来的には、豪州の参加や APEC・FTA への拡大などを研究すべきである。

日本の課題は「農業」と「人の移動」

東アジア FTA を実現するための課題は、構成各国間の経済格差、台湾の参加、質の高さと柔軟性の両立など多いが、各国に共通する問題はセンシティブ・セクターの取り扱いである。日本の場合は、農業と人の移動（労働市場の開放）である。日本は、食糧自給率40%（カロリー計算）、米国に次ぐ食料輸入大国である。日本の農業は、米国の125分の1という小規模経営であり、65歳以上の農業者が6割と高齢化が進行しており、FTA がなくとも競争力強化のための改革が必要である。世界の FTA をみると、農産品は一部除外、再協議、段階的自由化など柔軟な措置がとられている。農産品は柔軟な取り扱いを FTA では行いながら、農産品の輸出など攻めの政策を取り入れ、競争力強化のための改革を進める必要がある。人の移動（労働市場の開放）は、フィリピンとの FTA

交渉で看護師と介護士の日本での就労が条件付きで認められることになった。少子高齢化時代を迎える中で労働力をどのように確保するのかは、FTA がなくても真剣に考えるべき課題である。「専門・技術をもつ人材は受け入れるが単純労働力は受け入れない」のが日本の方針である。しかし、日本にいる外国人労働者 76 万人のうち、専門・技術分野の人材は 23.5%に過ぎず、残りは日系人や留学生アルバイト、不法残留者などでその多くは単純労働に従事しており、単純労働をすでに受け入れているのが実態である。外国人労働者の受け入れは様々なコストと問題を伴うのは周知のとおりである。現在のようななし崩し的な受け入れでなく、国民的合意に基づいた政策と環境整備が必要である。

注

1. WTO に通報され、発効された地域統合のうち、同一国・地域間であるがサービス貿易協定による FTA など二重計算されたものを整理した数は 2003 年で 151 となっていた。しかし、2004 年の EU 拡大により、EU と新規加盟国間の

FTA が失効したために 107 に減少した。ここでは、世界の趨勢を理解するため EU 拡大前の地域統合数を利用している。

2. AFTA の利用状況、原産地規則の現状と問題点については、若松勇（2004）「ASEAN の FTA と原産地証明」日本貿易振興機構、が最も詳しく、現地調査に基づく最新の情報を掲載している。
3. 中国の対 ASEAN 投資については、石川幸一（2005）「活発化する中国の ASEAN 投資」ITI 季報『貿易と投資』59号 国際貿易投資研究所を参照。
4. 日本経済新聞 1月 28 日付け、「米韓が FTA 協議」
5. ジェトロ通商弘報 4月 13 日付け「FTA 推進に注力 通商本部の 2005 年業務計画(韓国)」
6. 世界経済マクロモデルを使い、東アジア FTA の日本産業への影響の分析まで行った例として、清水隆雄、猪俣俊雄、松田賢一「東アジア FTA 構想のマクロ経済効果分析」、玉村千治編（2005 年）『東アジア FTA 構想と日中間貿易投資』アジア経済研究所 所収が参考になる。
7. Shahid Yusuf and S.J. Evenett (2003), Can East Asia Compete? World Bank